

学区自治連合会

自治連合会&PTA

自治会&NPO

町内会

自治会



地域コミュニティ活性化の 取組に助成します

～地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度～

助成対象事業

自治会・町内会等の加入率向上や活性化を目指して、以下のような事業に助成します。

(1) 自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体（以下「自治会等」という。）に加入していない住民を主たる対象として行う自治会等の活動内容、地域の魅力等の情報発信事業 <情報発信・啓発事業>

例) 加入呼び掛けチラシや啓発物の作成、ホームページの開設など

(2) 自治会等が存在していない地域において新たな自治会等の設立に向けて取り組む事業 <設立事業>

例) 設立準備会・総会の開催、設立直後の地域活動など

(3) 自治会等に加入していない住民と加入している住民の交流事業又は協働事業 <交流・協働事業>

例) 交流会、合同イベントの開催など

(4) その他、自治会等の加入率向上又は地域住民の地域コミュニティへの参加促進に寄与する事業 <運営活性化事業>

例) 地域の若手主体の自治会活性化イベントなど

助成対象団体

(1) 京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第3号に定められた、学区単位の「地域自治を担う住民組織」

例) 学区自治連合会、学区住民福祉協議会など

(2) (1)の「地域自治を担う住民組織」が推薦する団体

例) 自治会・町内会、町内会設立準備会、社会福祉協議会、PTA等の各種団体

※助成対象経費や助成率、申請方法は裏面をご確認ください。

助成対象経費

事業に必要な経費のみ助成対象となりますが、以下の点にご注意ください。

項目	○ 対象となる経費	✕ 対象とならない経費
物品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に必要な事務用品、コピー用紙、資材など ・ 事業として参加者に飲食を提供するための、必要最小限の食糧費、材料費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人に提供する記念品、福引き景品など ・ 左記の必要最小限を超える食糧費、材料費
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成金額の4分の1の範囲内の備品の購入費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成金額の4分の1を超える備品の購入費
飲食費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議等の茶菓代 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事代、弁当代など
会場費 光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議室使用料 ・ 会議室使用や事業実施に伴う光熱水費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請団体の事務所（集会所）等の維持経費 ・ 事業分が不明確な光熱水費
謝礼	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に伴う講師、出演者、協力者等への謝礼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請団体の構成員（自治会役員など）に対する謝礼
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業としての研修の資料代、講師謝礼など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部研修に参加するための交通費、参加費など
その他	個別にご相談ください	

※助成対象とするためには、領収書（写）の提出が必要です。また、交付決定後に事業内容や経費内訳の変更が生じた場合は、変更届の提出が必要です。

助成率・助成上限額

助成率	助成対象事業（表面参照）の(1)と(2) （加入促進のための情報発信・啓発事業、自治会等の設立事業）	助成対象経費の 10/10
	助成対象事業（表面参照）の(3)と(4) （未加入世帯との交流・協働や自治会等の運営活性化のためのイベント事業）	助成対象経費の 2/3
助成上限額	初めて本制度の助成を受ける団体	上限10万円
	24年度に本制度の助成を受けた団体	上限5万円

※予算に限りがありますので、上限額に満たない交付額となる場合があります。

募集期限・申請方法

＜募集期限＞ **平成25年6月28日（金）まで**

※審査有。予定数（50団体程度）に達しない場合は、その後も随時受付

＜申請方法＞ 各区役所・支所地域力推進室まちづくり推進担当または文化市民局地域自治推進室に**事前相談のうえ、所定の申請書類を提出してください。**

問合せ先	京都市文化市民局地域自治推進室 地域コミュニティサポートセンター（☎222-3098）	皆の輪で暮らし安らぐ
------	------------------------------------------------	------------

